

処 分 基 準

令和6年7月3日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第25条第2項第2号
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別添のとおり。
問 い 合 わ せ 先： 佐賀県警察本部交通部交通企画課企画第一係 （電話 0952-24-1111 内線5023）
備 考：

追
5
4
号